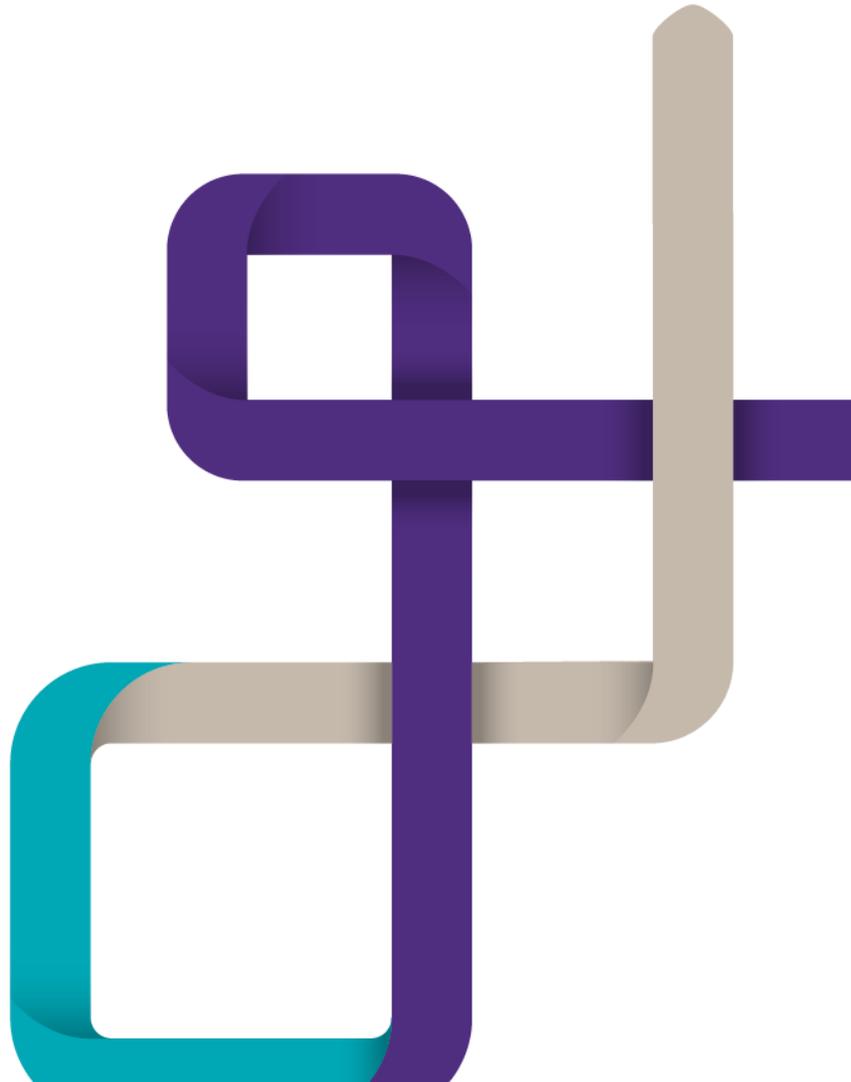




新しい法令および税務ガイダンスの最新情報

2020年10月



Content

ベトナムでは、投資誘致推進のため、各企業への困難な状況の克服支援および事業環境改善を目的とした様々な政策が、積極的に策定され実施されています。今回の弊社Grant Thornton Vietnamのニュースレターでは、このような重要政策に関わる新しい法令およびガイダンスについてご案内申し上げます。



国家工業発展政策方針を実行する政府行動計画を公布する政府決議 Resolution 124/NQ-CP



2020年度法人所得税30%減税に関する国会議決Resolution 116/2020/QH14の施行細則となる政令Decree 114/2020/ND-CP



国内で製造された自動車に対する特別消費税の納付期限延長に関する政令 Decree 109/2020/ND-CP



EPE企業が非EPE企業へ提供する加工サービスに関わる付加価値税



個人所得税に関わる2020年からの基礎控除額および扶養控除額の適用に関するガイダンス

1. 国家工業発展政策方針を実行する政府行動計画を公布する政府決議 Resolution 124/NQ-CP

2045年までを視野に入れた2030年までの国家工業発展政策策定方針に関する2018年3月22日付け政治局決議Resolution 23-NQ/TWを実施する政府行動計画に関する2020年9月3日付け決議Resolution 124/NQ-CPが発行されました。概要は以下の通りです。



2030年までの具体的な政府目標として、GDPに占める工業比率40%超の達成、GDPに占める加工・製造業比率約30%、そのうち、製造業比率20%超の達成を掲げています。加工・製造業におけるハイテク工業製品の価値率は最低45%を達成し、工業の付加価値額成長率は年平均8.5%超、そのうち、加工・製造業は年平均10%超を達成するとしています。



政府は、目標達成のため、業種・分野の政策的重要性、企業の貢献度による投資優遇政策の策定を行うよう計画投資省、財政省などの各関連機関へ指示をしています。これによれば、優遇の度合いと期間の原則に基づく外国投資プロジェクトの優遇政策、および、これに伴う実施規定が公布されますが、優遇政策は国内で生み出された付加価値の程度に依存します。また、発展が優先される産業分野に対する税務優遇政策の研究、改正、補足も行われます。



その他、2021年から2025年までの段階において、財政省および関連省庁による法人所得税、輸出入関税法、付加価値税法など重要法令の改正、また、資産税法など新しい法令の制定も予定されています。

本決議は署名日から効力を持ちます。

2. 2020年度法人所得税30%減税に関する国会議決Resolution 116/2020/QH14の施行細則となる政令 Decree 114/2020/ND-CP

2020年の法人所得税減税に関する国会議決 Resolution 116/2020/QH14の施行細則を定める2020年9月25日付け政令 Decree 114/2020/ND-CPが発行されました。概要は以下の通りです。



- 2020年度の売上合計額が2000億VNDを超えない企業に対して、2020年税務年度の法人所得税額が30%減税されます。
- 減税適用対象の基準となる2020年度の売上合計額は、2020年税務年度の売上合計額で、自社が受け取る法人所得税法および施行細則などの規定による補助金、追加料金、超過料金を含む物品販売代金、加工賃、サービス提供代金の全額、および、資本譲渡、不動産譲渡、投資プロジェクト譲渡などからの所得など規定に基づくその他所得を含みます。
- 2020年税務年度の売上合計額が2000億VNDを超えないと予想される場合、四半期仮納付額の70%を仮納付すると判断します。
- 暦年と異なる会計年度を適用している場合、法人所得税の税務年度は、法人所得税法および関連施行細則の規定により適用されている会計年度に基づいて判断します。本件については、財政省、税務総局から今後発行されるガイダンスの内容を把握して、個別事情に沿った2020年度の正確な減税額を計算するようご留意下さい。

3. 国内で製造された自動車に対する特別消費税の納付期限延長に関する政令 Decree 109/2020/ND-CP



国内で製造された自動車に対する特別消費税の納付期限延長に関する2020年9月15日付け政令 109/2020/ND-CP が発行されました。概要は以下の通りです。

➤ 国内で製造または組立された自動車に対して、2020年3月、4月、5月、6月、7月、8月、9月、および、10月に発生する特別消費税額は、以下の通り納付期限が延長されます。



2020年3月に発生した特別消費税額の納付期限は、2020年9月20日まで延長されます。



2020年4月に発生した特別消費税額の納付期限は、2020年10月20日まで延長されます。



2020年5月に発生した特別消費税額の納付期限は、2020年11月20日まで延長されます。



2020年6月から10月までに発生した特別消費税額の納付期限は、2020年12月20日まで延長されます。

➤ 納付期限延長を受ける対象となる納税者は、規定通りの申告をしますが、特別消費税額を納税する必要はまだありません。申告書の提出と同時、または、遅くとも2020年9月30日中に、特別消費税納付期限延長申請書を提出して下さい。

政令 109/2020/ND-CP は2020年9月15日から施行されます。

4. EPE企業が非EPE企業へ提供する加工サービスに関わる付加価値税

EPE企業が非EPE企業へ提供する加工サービスに関連して、最近、税務総局および各地方税務局によるガイダンスがいくつか発行されています。例えば、以下のようなガイダンスです。

- 2020年8月10日付け税務総局Official Letter 3231/TCT-CS
EPE企業の加工活動が、ベトナムにおける物品売買および物品売買に直接関連する活動に該当しない場合、非EPE企業は規定による税関手続きを行い、外国への物品加工発注として見なされます。EPE企業は加工賃受取りにあたりセールスインボイスを使用し、現行規定に基づいて「非関税区内の組織・個人に対する」とインボイスに明記します。
- ハノイ市税務局Official Letter 81739/CT-TTHTおよびOfficial Letter 81740/CT-TTHT
非EPE企業からの加工受託契約を締結したEPE企業の場合、非EPE企業への加工活動ライセンスを受けている必要があります。この活動は付加価値税の課税対象となります。この活動については会計を区別し、税務当局へ税務登録を行い、付加価値税の申告・納税を行います。これらガイダンスでは、加工発注の税関手続きを行う必要があるか否かについて明確にしていません。

本件に関する関連規定は、現在、まだ明確とは言えません。発生する可能性のある税務リスクを効果的に管理するため、実務の中でご不明な点などございましたら、弊社Grant Thorntonへお問い合わせ下さい。

5. 個人所得税に関わる2020年からの基礎控除額および扶養控除額の適用に関するガイダンス

決議Resolution 954/2020/UBTVQH14に基づく個人所得税法の新しい人的控除（基礎控除および扶養控除）額に関する2020年8月12日付けOfficial Letter 2455/CT-TTHTがバクニン省税務局から発行されました。概要は以下の通りです。



2020年7月に帰国する納税者に代わって会社が個人所得税の確定申告を行う場合で、その確定申告の年度が2019年から2020年へとまたぐ場合、2020年1月以降の人的控除額は、決議Resolution 954/2020/UBTVQH14の規定に基づく月額11百万VNDの基礎控除、および、扶養親族1人当たり月額4.4百万VNDの扶養控除となります。



決議Resolution 954/2020/UBTVQH14の規定に基づく新しい人的控除額による個人所得税確定申告書作成の際に、税務申告支援システムのアップデートが間に合わず、プログラムのアップグレードができていない場合、管轄税務局へ確定申告書をハードコピーで提出します。弊社にて各地方税務局と意見交換をしましたところ、税務申告支援ソフトウェアが新しい人的控除額のアップデートを完了できていない場合には税務当局へハードコピーでの確定申告書を提出することに賛意を示す地方税務局が他にもいくつかありました。



外国人の個人所得税確定申告期間が暦年をまたぐ場合の問題については、ドンナイ省税務局からも2020年8月24日付けOfficial Letter 7950/CT-TTHTが発行されており、概要は以下の通りです。



2019年8月から2020年7月までの初年度については、Circular 111が規定する旧規定に基づく人的控除額を適用します。



2020年1月から2020年12月までの2年度目については、決議 Resolution 954/2020/UBTVQH14の新しい規定に基づく人的控除額を適用します。

但し、以上は地方税務局のガイダンスですので、税務リスクを最小限に抑えるため、自社が活動する地方の管轄税務局に問い合わせられることをお勧め致します。

Contact

税務、会計、移転価格、労務、投資および税関、また、その他御社事業活動に関わる法令についてのアドバイスをご希望される場合、ご遠慮なく、弊社Grant Thorntonの専門家へお問い合わせ下さい。

ニュースレターのダウンロードは 下記サイトへアクセス下さい。 [Tax Hub](#)

Head Office in Hanoi

18th Floor, Hoa Binh International Office Building
106 Hoang Quoc Viet Street, Cau Giay District, Hanoi, Vietnam
T + 84 24 3850 1686
F + 84 24 3850 1688

Hoang Khoi

National Head of Tax Services
D +84 24 3850 1618
E khoi.hoang@vn.gt.com

大形 薫 (Kaoru Okata)

Director – Japanese Desk
D +84 24 3850 1680
E kaoru.okata@vn.gt.com

Bui Kim Ngan

Tax Director
D +84 24 3850 1716
E ngan.bui@vn.gt.com

Nguyen Dinh Du

Tax Partner
D +84 24 3850 1620
E du.nguyen@vn.gt.com

Vishwa Sharan

Director – Transfer Pricing
D +84 327 345 053
E Vishwa.Sharan@vn.gt.com

Hoang Viet Dung

Director - Tax and Transfer Pricing Services
D +84 24 3850 1687
E dung.hoang@vn.gt.com

Ho Chi Minh City Office

14th Floor, Pearl Plaza, 561A Dien Bien Phu Street
Binh Thanh District, Ho Chi Minh City, Vietnam
T + 84 28 3910 9100
F + 84 28 3910 9101

Nguyen Hung Du

Tax Partner
D +84 28 3910 9231
E hungdu.nguyen@vn.gt.com

Tran Nguyen Mong Van

Tax Director
D +84 28 3910 9233
E mongvan.tran@vn.gt.com

唐牛 理任 (Masato Karoji)

Director –Japanese Desk
D +84 28 3910 9135
E masato.karoji@vn.gt.com

Valerie – Teo Liang Tuan

Tax Partner
D +84 28 3910 9235
E valerie.teo@vn.gt.com

Nguyen Thu Phuong

Tax Director
D +84 28 3910 9237
E thuphuong.nguyen@vn.gt.com

Lac Boi Tho

Tax Director
D +84 28 3910 9240
E tho.lac@vn.gt.com

